

通信教育部メディアスクーリング
経済学（2017年度撮影）

経済学

（資本と利子から経済を考える）

第13回

法政大学 法学部
水野和夫

本日のテーマ

- ▶ 法人の起源
- ▶ パートナーシップの起源・・・地中海
資本主義
- ▶ 株式会社の起源・・・近代資本主義
- ▶ 株式会社は永遠か？

組織の変遷

組織形態と支配概念

	公共目的	商業目的	支配概念
中世	法人	パートナーシップ	「閉じた宇宙(コスモス)、狭い地中海」
近代	特許法人(東インド会社、南海会社など) 1543～1825年 バブル法廃止	株式会社、非法人 ジョイント・ストック・カンパニー	『空間革命』
	1825,1844年～ 財団法人	株式会社	「コペルニクスの宇宙論」、無限の地球
ポスト近代	国債管理会社	パートナーシップ	「狭い地球」、マイナス金利

株式会社の原型（1553年モスクワ会社）

Joint Stock Company (JSC)

イギリスなど新興国家の商人が、国家の全面的支援を受けつつ危険な遠隔地貿易に着手するため結成

JSCの特徴

- ① 国王特許状により貿易独占権と法人格を付与。したがって、それは法人設立の大権をもつ国王（のちに議会）の許可によってのみ設立。
- ② 独占的営業権（貿易特権）
- ③ 所有と経営の重複
- ④ 株式共同資本（JS）は1航海・数年ごとに募集（永続資本ではない）
- ⑤ 完全な有限責任ではなかった（資本不足のたびに会社から追加資本払込の催促）

株式会社の形成（1555年～1844年）

- ① 1844年、グラッドストン法、自由な法人設立を認めた会社登記法(p.9)
- ② 1813年、東インド会社の貿易独占権を停止、1874年6月1日、特許状の期限切れで消滅(『株式会社』p.52)
- ③ 東インド会社、取締役会
- ④ 永続資本(p.74)、東インド会社(1650年以降)、ハドソン湾会社(1672年)、南海会社(1711年)
- ⑤ 1825年には、特許状による法人設立と同時に株主の責任に限度を設ける(p.156)
18世紀末に近づくにつれて、有限責任が法人設立を請願する企業の動機として明言(p.156)
- ⑥ 株式の譲渡自由→1773年、証券取引所

団体の法的概念

〈第1章〉(『近代イギリスと会社法の発展』ロン・ハリス、2013)

ハリスはそれは株式会社が一番優れていたからではなく歴史的発展がたどった経路の結果(歴史的経路依存)と考えている。

団体の法的概念

①法人・・・16世紀までは商業目的に用いられなかつた

→法人は16世紀に株式共同資本と結びつき、
JSC(ジョイント・ストック・カンパニー)が誕生

②パートナーシップ・・・中世から近代まで商業用目的に用いられた

→株式共同資本はパートナー・シップとも結びつき、非法人JSCという形態も生じる。

③トラスト

3大金融会社・・・英國財政上の事情

第Ⅰ部 1720年以前

〈第2章〉・・・1720年以前の株式会社を扱う

- | | |
|---|---|
| ① | 1550-1620年代・・・JSCが誕生し、繁栄 |
| ② | 1620-80年代・・・初期スチュアート朝の国王が特許状を乱発した結果JSCが信用を失い衰退 |
| ③ | 1690-1720年代・・・名薈革命後に国債の発行が始まりその引受・管理機関として東インド会社・イギリス銀行・南海会社の3大金融会社が重要になり、それとともに株式会社発起ブームが起こる。 |

バブル法（1720年6月）と 南海バブル事件（1720年8月～）

〈第3章〉…1720年がイギリス公財政史と会社史の上でどのような意味を持つ年であるか。

従来说	1719－20年の株式会社発起ブームと株価高騰・急落(南海バブル事件)が株式会社に対する不信を招き、その結果 バブル法 と呼ばれる議会法が制定されて譲渡性を持つ株式を発行する法人会社の設立が原則禁止され、それがイギリスにおける株式会社発達を100年以上にわたって遅らせた。
会社史上の意義	

バブル法の意義、イギリスの公財政史上

ハリス の解釈

公財政史上の意義

- ・バブル法は、制定当時は2保険会社設立法と呼ばれており、…法人海上保険会社の設立に関するもので、…バブル法は**ブームの最中の6月に制定**されている。同法は、暴落後のその反省として制定された
- ・南海法…南海会社がイギリス国債3000万ポンドを同社株式に市場価値で切り替えることを提案しており、議会がこの切り替え計画を承認するための法、国王裁可を得たのが1720年4月。
- ・株価ブーム…1719年10月～1720年7月末、8月に暴落
- ・バブル法は、南海会社以外の無数のバブル会社を抑制することで南海会社に向かう資金を多くし、**同社株価をできるだけ高値に維持するための手段**
- ・バブル法の意義はむしろイギリスの公財政史上にあり、会社史上にはほとんどない。

18世紀の運輸部門

第Ⅱ部 1721-1810年

〈第4章〉 …18世紀の重要産業であった輸送交通部門と保険部門の企業形態がどのように変遷したのか

輸送部門

土地の強制収用のために国家の許可や個別法律の制定が必要であった分野

- ・18世紀前半から非法人JSCが出現(多数の出資者を募りそれに株式を引き受けさせる)
- ・**18世紀後半には特に運輸会社**が中心として法人格取得に成功し、**法人JSC**が主流

18世紀の保険部門

保険部門

- ・18世紀初頭に生命保険会社1社と海上保険2社が法人として設立(19世紀初頭までにほとんど法人設立が認められなかった)
- ・かわりに非法人JSC、相互会社、閉鎖的パートナーシップ、個人パートナーシップといった様々な企業形態が出現

ハリスの結論

輸送部門と保険部門はともに大規模資本を必要とする分野であるが、ハリスは**保険部門の方がより既得権益化が確立**しており、その抵抗が新企業の法人化に対して強い参入障壁

18世紀、有限責任の確立

〈第5章〉 18世紀から19世紀前半

① 株式市場・会社株式投資

…『コース・オブ・エクスチェンジ』(相場表)には1810年まで3大金融会社以外の会社株式はほとんど記載されていなかった。

当時の投資手引書においても、**政府債券への投資がもっぱら推奨**され、会社株式への投資には反対意見が主流

② 会社株式投資の普及度

…この時期の会社株式は、会社発起人とその周辺か、証券取引所以外の場所で非公式に取引

③ 株式会社の組織形態としての有効性の認識

…当時の法人JSCでは**株主有限責任**が確立
法人は**18世紀後半**には企業家にとって望ましい法的構造となっていました。

企業の基本的特徴

様々な企業組織形態の相違を分析する上で4つの基本的な特質

- ① 法人格の性質と寿命
- ② 利害/株(interest)の譲渡性
- ③ 経営階層の組織と機能
- ④ 投資者の責任の有限性

集団に関する三つの法的概念—①法人

(1) 団体の法的概念

1) 法人

法人の起源

① 古代ローマ、ユニベルシタス(※)説

古代ローマのユニベルシタスに求め、それが6世紀ローマ法大全の中で法典化された。

(※)「一つの目的をもった共同体」となり、全体・宇宙・世界または組合となつた

② 14世紀の注釈学者説

ローマの文献の中に、その著者たちは知らなかつたはずの明確に定義された法人概念を読み取つた

③ 中世のギルドや都市といった組織に求める

④ 教会組織や教会法学者の組織理論をもとに存在

⑤ 中世のゲルマン民族の自治的社団や民族精神から発生 ドイツ歴史学派の中のゲルマニスト

ハリス・・・こうした起源やそれに関わる他の歴史的法理学的问题は避け、直接16世紀イングランドに目をむける

法人の許可と効果

設立の許可は

法人は任意に設立できたのか、それとも国家や国王によってのみ設立できたのか

通常は默示的に国王の同意の範囲内

默示の法人設立や権限委任による法人設立が減少したのは、中央集権的政府と宮廷の強大化の結果

こうして、16世紀までに、国王による明示的な事前の直接の授権が唯一の法人設立の方法

法人の効果

個々の人間の人格とは別個の、新たな人格を創設するもの

②パートナーシップ

2) パートナーシップ

商業目的でパートナーシップを用いることは、古代や中世初期以来である。

古典古代から、パートナーシップは法的に強制力を持つ契約として考えられており、ローマ法や中世の慣習法が認めていた数種の契約の一つ

起源…ローマのソキエタス(組合)

しかし、…むしろ中世の経済的現実に基づいた独自の特性を獲得

無限責任と有限責任

〈3つ以上のプロタイプ〉

- ① 無限責任パートナーシップ(通常組合/合名会社)
→イタリアのコンパニーナに由来、発生時には、閉鎖的な家族パートナーシップ
無限責任パートナーシップは、国際的に受容された比較的普遍的な商慣習法を通して、大陸ヨーロッパからイングランドにやってきた。
- ② 有限責任パートナーシップ(有限責任組合/合意会社)
→コメンダ、11世紀の商業復興期にイタリアの海洋都市で発達、
有限責任パートナーシップはイングランド法では採用されなかった。
(請求を免除されるパートナーという概念は、コモン・ローの基本的な訴訟方式とも、不法行為・契約・代理権をめぐる法理とも相容れなかつたから)

パートナーシップの特徴

〈パートナーシップの特徴〉

- ① 本人格を持たない
(メンバーとは)別個の人格を欠くため、パートナーシップは
不死でも永続的な存在でもない。
- ② 設立に許可は必要としない。
法人と異なり、パートナーになろうとする者の間の契約により任意に創設することができる。
- ③ 16世紀までは法人が公共や半公共的な目的のために用いられた。
パートナーシップは商業組織にのみ使用可能な形態として用いられた。